
プロジェクト	実務対応
項目	実務対応報告第 18 号の見直し 第 113 回実務対応専門委員会及び第 377 回企業会計基準委員会で 聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、第 113 回実務対応専門委員会（2018 年 1 月 23 日開催、以下「第 113 回専門委員会」という。）及び第 377 回企業会計基準委員会（2018 年 1 月 25 日開催、以下「第 377 回委員会」という。）で議論された実務対応報告第 18 号「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」（以下、「実務対応報告第 18 号」という。）の見直しについて、聞かれた主な意見をまとめたものである。

今後の実務対応報告第 18 号の見直しの方針について

（エンドースメント手続との関係について）

事務局の提案に賛成するとの意見

2. エンドースメント手続の結果を実務対応報告第 18 号の修正項目の検討の材料として利用するという方針に同意する。また、実務対応報告第 18 号が多数の会社で適用される基準であることを考えると、任意適用が前提の JMIS と異なり、実務上の実行可能性をより考慮するという整理に賛成する（第 113 回専門委員会）。
3. 事務局提案の方向性について賛成する。実務対応報告第 18 号の修正項目についての予見可能性という点に関して、修正処理が必要な場合は一定の準備期間が必要であり、早い段階での検討をお願いしたい（第 113 回専門委員会）。
4. 事務局提案について賛成する。あらかじめ影響があることが判明している会計基準について、実務上の課題が明らかになるまで待つのではなく、早い段階で検討を行うことが良い。そのうえで、比較可能性などの問題に対応できるようにしておくことが重要と考える（第 113 回専門委員会）。

資本性金融商品の OCI オプションのノンリサイクリング処理の修正について

（原則として修正項目とした上で、金融機関など、在外子会社で多数の資本性金融商品の銘柄を保有している場合に、一定の手当てを前提として、修正しないことを認めることの方針について）

事務局提案に賛成する意見

5. 基本的には事務局提案に賛成する。まず、売却損益の金額的重要性の観点から修正が必要かどうかを判断し、金額的に重要性がある場合に実務上の実行可能性の観点から修正するかしないかを判断するものと理解している。売却損益による重要性の判断は理解がしやすく、売却損益に重要性があるのであれば一般的には規模も大きいと考えられるため、まず売却損益の重要性で判断し、その後、修正の可否について保有銘柄数で検討することも一つの考え方である。また、減損損失は IFRS 第 9 号の中でどのように考えていくべきかは難しい問題であるため、減損について詳細なことまで定めず、売却損益を中心に重要性の議論をすることが整理しやすいと考える(第 113 回専門委員会)。

修正しないことを認める場合の要件をプリンシプルベースに見直すべきとの意見

6. 現在の事務局提案のように、修正の要否を企業の規模により決定するのではなく、修正に実務上支障がある場合などを判断基準とする方が望ましいのではないかと。現行の事務局提案では、自社で保有している銘柄が多数であると判断すれば、修正が不要であると解釈される恐れがある(第 113 回専門委員会)。
7. 事務局の提案では、「重要性」と「多数の銘柄」という複数の判断基準があり、実務上の判断が難しくなるため、重要性の判断だけで処理できることとするのがよいのではないかと(第 113 回専門委員会)。
8. 会計基準で定める要件としては、よりプリンシプルベースの要件とするべきではないかと。現状の事務局提案では、「金融機関など」や「多数の銘柄」などについて、実務上判断が分かれる可能性が高いと考えられ、これらを誤解のないように修文するのは難しいと思われる。(第 377 回委員会)。

多数の銘柄を保有する場合以外にも対応が困難と考えられる場合があるとの意見

9. アウトリーチでは、M&A で新たに子会社化した会社では、情報の入手が難しいという意見があるが、このように、銘柄数の多寡以外でも実務上修正が難しいケースがあると考えられるため、「実務上対応が困難な場合」等の要件として、このようなケースでも修正処理を行わないことができる可能性を残すべきではないかと(第 113 回専門委員会)。
10. 関連会社については、もともと情報の入手が難しい場合が多く、対応することはそもそも困難であると考えられる(第 113 回専門委員会)。

重要性の判断について考え方を明確にするべきとの意見

11. 連結上の当期純損益に与える重要性で判断を行う場合、毎期の売却損益の額によって、修正の要否が每期変更される可能性があるが、そのように解釈して良いか確認

したい。また、在外子会社ごとに修正対応可能な会社と不可能な会社が混在する可能性があるが、全社的な方針を定めてすべての子会社で一律に対応を図ることを前提としているのか明確にしていきたい(第 113 回専門委員会)。

12. 重要性の判断をする際に、減損損失の金額を算出して重要性を検討することは、IFRS 第 9 号を適用している場合、難しいと考えられる(第 113 回専門委員会)。
13. 重要性の判断としては、IFRS 第 7 号の注記で、個別銘柄を開示するかどうかの判断をする点も、参考になるのではないか(第 113 回専門委員会)。

売却損益のみをリサイクリングし減損の実施は求めない方法を検討すべきとの意見

14. 実務上の実行可能性という点では、減損処理への対応が最も困難であると認識している。その前提で今の提案を検討した場合、金融機関などの企業ごとに区分して、その他の企業には一律に修正を求めるとする提案は、その他の企業で減損処理への一律の対応が必要になるため、実務上対応が困難な面があるのではないか。代替案として、例えば、ノンリサイクリング処理については修正対象とし、減損処理の修正は求めないという対応もあり得るのではないか(第 113 回専門委員会)。

OCI オプションのノンリサイクリングを修正項目とすることに反対する意見

15. 実務対応報告 18 号は、当面の取扱いを定めたものであり、実務上の便法として、当面の例外処理を規定しているものだと認識しており、OCI オプションのノンリサイクリング処理を、修正項目として定めることには反対する。
実務対応報告第 18 号の基本的な検討方針として、エンドースメント手続を参考とする方向性も、当面の取扱いとしての例外処理を将来にわたって維持、更新していくことを予定する話であり、現時点でそのような方針を決めるべきかどうかという点に異論がある(第 377 回委員会)。
16. 実務対応報告第 18 号の中では、修正 4 項目以外にも明らかに合理的ではないと認められる場合には、連結決算手続上修正を行う必要があると定めており、当該既定の実務上の適用が分かれているという事情があるにせよ、OCI オプションのノンリサイクリング処理について、エンドースメント手続での議論を経た後であれば、修正をしなければ合理的でないと考える企業は自主的な修正を行うであろうということも期待できるころだと考えられるので、実務対応報告第 18 号の中で、規定する必要はないと考える(第 377 回委員会)。
17. 実務対応報告第 18 号は、修正対象とする処理がほとんど全ての会社に当てはまるような場合に修正対象として取り扱うということを前提にしていると考えられる。資本性金融商品の OCI オプションに関しては、明示はされていないものの、事業会

社においてはほぼ重要性が無いということで修正の対象にしないことが前提で議論がされているように思えるため、実質的に影響がある企業はごく一部ではないかと考えられる。そのような処理について、修正項目として取り上げ、深い検討を行うだけの必要性があるかは疑問に思う(第 377 回委員会)。

その他の意見

18. 今回の提案は注記も含めて、全体的な結論を導こうとしているが、まず、修正項目とするならば、すべての会社で修正する方法はないかなどの原則論の検討を行う必要があるのではないかと。そういった議論を行ったうえで、例外処理や注記事項といった議論がなされるべきであり、結論を急いでいるように思われる。現時点で、注記事項まで含めて修正しない場合の取扱いを議論すると、金融機関であるが実務上修正が可能な会社であっても、注記を行うことで修正しないという判断を行ってしまう懸念があると考えられる(第 113 回専門委員会)。
19. 一部の IFRS 任意適用企業で、有価証券の減損に相当すると思われる金額をその他の包括利益から利益剰余金に振り替える処理をしている旨を注記している。IFRS の中でその他包括利益から利益剰余金の振替を認めており、これらの規定も検討にあたっては考慮する必要があるのではないかと(第 113 回専門委員会)。
20. IFRS9 号でのその他包括利益から利益剰余金の振替は、各社の任意で行えるものであり、会社の財務戦略等によって取扱いが違うと考えられるため、日本基準で何か規定するというようなことは避けるべきと考える(第 113 回専門委員会)。
21. 要件を明確に整理するのは難しい問題だと感じているため、修正するかしないかは自由選択ではなく、原則は修正しなければならない中で、どのような場合に修正しないことが認められるかを判断していく基準であるということが、明瞭になればよいのではないかと(第 113 回専門委員会)。

(注記事項の提案内容について)

注記内容に賛成するが重要性の考え方との関係を整理するべきとの意見

22. 求める注記内容については基本的に賛成である。修正項目として修正するかどうかの重要性の判断については、具体的に注記を要求している売買損益や含み損益の金額で判断することになると考えられるが、そのことが明確になるように記載を行う方が望ましいと考える(第 113 回専門委員会)。
23. 減損損失の金額も修正項目として修正する重要性の判断の際に考慮される場合、もともと減損処理に関する管理を行うことが困難という意見がある中で、具体的にどのように考慮するのかを明確にしていきたい。また、每期注記を行うか否かの

重要性の判断が変わるということを想定しているのか否かという点についても考え方は明確にしていきたい(第113回専門委員会)。

関連会社の取扱いを明確にするべきとの意見

24. 関連会社については、対応が困難な場合が多く、修正しない場合の注記に関しても、情報の入手が困難な場合があり得ると考えられる。注記の要求には在外関連会社も含まれるのかどうかという点は明確にするべきである(第113回専門委員会)。
25. 関連会社の取扱いについては、実務対応報告第24号の規定も合わせて検討する必要があると考えられる(第113回専門委員会)。

(その他)

修正に関する方針を変更した場合の考え方を明らかにすべきとの意見

26. 修正しない処理を行っていた企業が、修正をする処理に変更することは認められるのか否かという点について、考え方を明らかにしてほしい(第377回委員会)。
27. 日本基準への修正を行う方針を採用した場合、遡及処理の取扱いについて、考え方を明らかにしてほしい(第377回委員会)。

以 上